

教育相談体制の再構築について

区立学校における、いじめの認知件数や不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、その背景には、要因の多様化・複雑化がある。また、いじめ・不登校の各学校による対応は、初期対応の遅れ等により長期化、複雑化するケースもある。

こうした課題に対応し、区立学校のいじめ・不登校対応の支援を強化するため、済美教育センターの教育SATによる学校支援事業とこれまでの教育相談、不登校支援に関する事業を一体化し、情報の共有化や連携強化を一層図ることにより、きめ細かな専門的支援の充実とともに、迅速かつ的確に対応できる新たな教育相談体制を構築することとしたので、報告する。

1 新たな教育相談体制について

(1) 基本的な考え方

- いじめ・不登校などについて、より専門的視点から児童・生徒と保護者への支援を実施する相談体制とする。
- いじめ・不登校などに各学校が適切な初期対応ができるよう支援する。

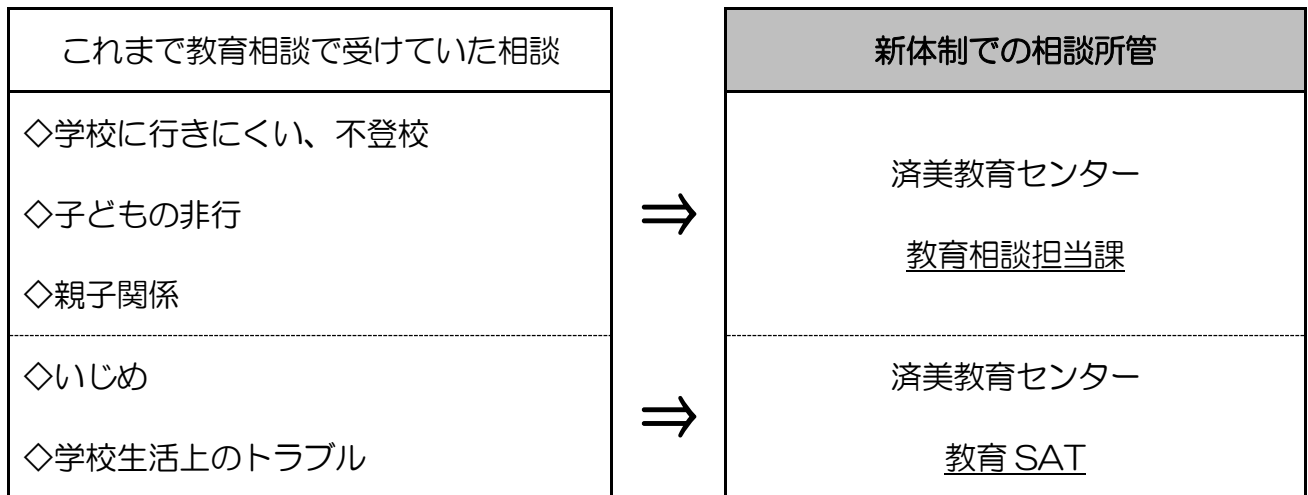
(2) 新たな教育相談体制の概要（裏面参照）

- 済美教育センター内に教育相談担当課を新設

これまで特別支援教育課が実施してきた教育相談及び不登校対策に関する業務と、済美教育センターが実施しているいじめ・不登校の相談業務を一体的に展開する。

済美教育センター 教育相談担当課 を新設

昨年度までの特別支援教育課における教育相談と済美教育センターの教育SATを一体化し、教育相談事業の充実に努める。



こちらにお電話ください

